

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の3第2項
処 分 の 概 要：認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第4条の3第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問 合 せ 先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考：